

事案の概要

関西電力は、平成14年4月1日から1年間の消費税約247億8千万円を法定納期限の平成15年6月2日までに全額納付した。ところが、同社は、納付に際し納付書は提出していたものの、失念により消費税の申告書を期限内に提出しなかった。同社が申告書を提出していなかったことは、同月12日に大阪北税務署が同社に申告書の提出の確認を行なった結果判明したものである。同社は翌13日に消費税の確定申告書を提出したが、平成15年9月30日、大阪北税務署長は、同社に対して、無申告加算税約12億4千万円の賦課決定処分を行なった。本件は、無申告加算税賦課決定処分の取消しを求める訴訟である。

主たる争点

1. 納付書の提出を「瑕疵ある申告」とみなし、後の申告書の提出で瑕疵が治癒したといえるか。
2. 期限内申告書を提出しなかったことに「正当な理由」があるか。

判決要旨

●大阪地裁判決平成17年9月16日

(納税者敗訴：確定)

1. 上記争点1に対して
「納税申告書と納付書とは、その機能及び法的効果が全く異なるものである。したがって、本件納付書

をもって本件課税期間に係る消費税等の申告書とみることが到底できない。」

2. 上記争点2に対して

「通則法66条1項ただし書は、期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合には、無申告加算税を課さない旨規定しているが、『正当な理由』とは、期限内申告書を提出しなかったことについて納税者の責めに帰すべき事由がなく、制裁を課することが不当と評価されるような場合を言うものと解するのが相当である。

これを本件について見てみると、原告が納税申告書を提出しなかったのは、原告が同申告書の提出を失念していたということに尽きるものであって、これは納税者である原告の責めに帰すべき事由に基づくものにほかならず、このように失念して期限内に納税申告書を提出しなかった原告に対して行政制裁として無申告加算税を課すことは何ら不当と評価されるものではない。」

コメント

1. 無申告加算税は、法定申告期限内に申告がなされなかった場合に課される附帯税である(国税通則法66条1項)。
2. 無申告加算税の税率は15%であり、過少申告加算税(10%)よりも高く設定されている。ただし、「更正又は決定を予知しないでした申告の場合」には、税率は5%に軽減される(国税通則法66条3項)。本

i n f o r m a t i o n

第13回租税訴訟学会研究会

「任意組合を用いた租税回避行為の否認とその問題点」—平成18年1月24日最高裁判決を中心にして—

6月15日(木) 18:00～20:30

東京税理士会 税理士会館 4階ホール

(渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 TEL.03-3356-4461)

- 講師：細川 健氏 (広島大学大学院社会科学研究所科助教授[税法]・税理士)
- 対象：弁護士・税理士 資料代：1000円(当日徴収)
- 主催：租税訴訟学会
- 共催：東京弁護士会・第二東京弁護士会税法研究会・日本税務会計学会(東京税理士会)
- ■問い合わせ先：租税訴訟学会事務局 TEL.03-3586-3601

件は、税務署からの問合せで申告書未提出が判明した事案であったが、課された税額は5%であった。「更正又は決定を予知しないで申告した場合」に該当すると認定されたということである。ところが、地価税を期限内に納付したが申告書を期限内に提出することを失念し課税庁の電話での指摘によりその事実が判明し期限後申告をしたという本件に類似した事案でありながら、期限後申告の提出は「決定があるべきことを予知してなされた」と認定され、15%の税率の無申告加算税が課された事例がある（東京高判平 11.9.29 月報 47.2.351）。両者の相違は、税務署が単に申告書の提出の有無の確認をしてきたのか（本件）、事前は無申告者リストを作成し無申告の事実につき確信を持っていたか（類似事案）の相違によるものと思われる。

3. 法定申告期限内に申告書を提出しなかった場合であっても「正当な理由」があると認められる場合には無申告加算税は課されない（国税通則法66条1項ただし書）。原告は、申告書が期限内に提出されなかったのは単なる失念によるものであり、税額は期限内に納付していると主張したが、裁判所は「失念」

では正当な理由にあたらないとして原告の主張を斥けている。

4. なお、平成18年度税制改正により、平成19年1月1日以降に法定申告期限が到来する国税については、次のとおり改正がなされた。

- ① 現行の無申告加算税の割合（15%）を納付すべき税額が50万円を超える部分について20%に引き上げる。
- ② 調査があったことにより決定があるべきことを予知して提出されたものでない期限後申告書の提出については、期限内申告書を提出する意思があったと認められる一定の場合で、かつ、法定申告期限から2週間を経過する日までに提出されたものである場合には、無申告加算税を課さない。（したがって、改正後であれば、関電は無申告加算税を課されなかった。）

<参考文献>

金子宏 租税法第11版

（税務特別委員会委員長 山本 英幸）